

午後零時59分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、12番矢野公子議員の質問を許可します。12番矢野公子議員。

（12番矢野公子君登壇）

12番（矢野公子君） 12番矢野公子です。朝からの傍聴大変でございます。ありがとうございます。

2月の19、20日と21日、講演会や研修会で、心豊かに感動いたしましたので、そのことをお話ししたいと思います。

2月19、20日には、宮崎県の五ヶ瀬町にグリーン・ツーリズムの研修に行きました。朝倉から24名で参加したんですが、行くときは遠いなあと感じたんですけども、道の傍らには雪がある、そういう状況の中で会場に着きまして、代表の後藤さんという方から説明を受けました。この説明にもすごく感動いたしました。何十年という間の人づくり、それがずっと、今に生かされているということを学ばせてもらいました。そして、五つのグループに分かれて、民泊をしたんですけども、次の日、バスのところにみんな集まってきたら、五つのグループそれぞれが、みんな自分が泊まったところが一番いいと思って帰ってきているんですよ。そして、帰りのバスの中では、それぞれ自分たちが泊まったところの自慢話や、そして、帰ったら自分も始めてみたいというような会話で、バスの中はとっついてもにぎやかに帰ってくることができました。

次の21日は、朝倉地域振興会が主催しましたまちづくり講演会で、鹿児島県柳谷、通称やねだんの豊重さんをお招きしての講演会でした。これもまた、すごく感動し、豊重さん自身にも感動しましたし、また、その豊重さんと一緒に歩いていかれるやねだんの人々の姿にも心動かされ、感動いたしました。胸が熱くなる場面が何度もありました。

この3日間、本当に自分の心まで豊かで、快い感じで過ごすことができました。そして、結論として、私が思ったのは、やっぱり地域づくりとか、まちづくりというのは人なんだ、人が大事であるということを実感いたしました。

ことはコミュニティがスタートいたします。それで、それぞれの地域が、それぞれに自分たちのあり方で歩いていくでしょうけれども、やっぱり根本は、そこに住む人々、そこで活動していく人がどのように豊かに、みんなの幸せを願いながら活動に取り組んでいくかだと思います。

この後、質問席から質問いたしますけれども、朝倉市民のみんなの幸せ、みんながここに住んでよかった、生きててよかったと思えるような地域づくりを目指しながら、質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

(12番矢野公子君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 12番矢野公子議員。

12番(矢野公子君) 通告書の題がちよっと大きくて、市役所は市民の役に立つところ、という題で書きましたけれども、市の職員のあり方については、21年3月議会で、厳正な行政運営の根幹は何かということでお尋ねをいたしました。そのとき、市長はその回答で、市の職員は住民のための奉仕者であると述べられました。これは市長がだれにかわろうと、そして、市の職員がどんなふうにかわっていかうと、同じであると思うんですけれども、確認をいたします。市長、お願いします。

○議長(柴田裕隆君) 市長。

○市長(塚本勝人君) その原則は絶対に不変であるというふうに思っております。

○議長(柴田裕隆君) 12番矢野公子議員。

12番(矢野公子君) 公務員として、市の職員が住民の奉仕者であるということは不変であるということを確認いたしました。ということは、最初に私が通告に書いているように、だから、住民にとっては市役所というのは、やっぱり私たち市民にとって役に立つところであるべきだと思います。

国とか自治体などにはすごくたくさん法律とか条例、計画などがあって、私はこれは国民を守るべきものだと思っております。守っていると思っております。それで、広くそれを国民、私たち市民にどのように広められてあるだろうか。私たちのものとして、それがどのように生かされているか、その方策についてお尋ねしたいと思っております。

と言っても、非常にたくさん条例や計画書などがあるので、答えようがないだろうということで、例えばということで、四つほど具体的な法とか条例とか計画を出しております。

まず最初に出しております労働安全衛生法、例えば、痛ましい過労死のこととかニュースになります。あるいは精神的な面で病休に入ったり、休職している人たちが増加していることなどもお聞きします。それで、もし労働安全衛生法が本当に生かされて、それが活用されていたなら、過労死に至らないで済むのではないかと、あるいは病休とか休職がもう少し少なくなっていくのではないかと、思うわけですが、この労働安全衛生法についても、私自身は19年12月議会、あるいはその後も、学校に関することでは質問いたしましたけれども、どのように広められてこられたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長(柴田裕隆君) 商工観光課長。

○商工観光課長(鶴田浩君) 労働安全衛生法でございます。職場における労

働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とするという法律でございますが、法律の施行に係ります審査、権限、命令、企業に対する監督といいますものは、法律の中で国の労働基準監督署、都道府県の労働局が行うということを明記されているところでございます。

こういう中にありまして、市といたしましては、法律改正とか、特に問題があるときとかといいますと、特に県の労働局からあるわけですがけれども、要請があるといったときに、広く市民向けに対しましては、主に広報で周知することになるかと思えます。

それから、企業向けでございますが、企業に向けましては、商工観光課のほうで、朝倉市の労働概況というものを作成しておりまして、これは20人以上の企業、事業所にアンケートによる統計調査というものですが、賃金とか労働時間、福利厚生制度、労働条件などの実態を調査をしております。結果を関係事業所に提供することにより、今後の雇用の促進とか労使関係の近代化に資するための参考資料とするといったものをつくりまして、各企業に配付をするというものがございますが、その中におきまして、国の動きとか、特に注意しなければならないことをその中に載せまして、企業にあっては、こういうようなことに特に注意してほしいということ載せております。これは20人以上の企業と言いましたけれども、市内の約300足らずといった企業がアンケートに答えていただいておりますので、それなりの効果はあるのではないかと考えております。そういう方法によりまして、広く周知を図っておるという実態でございます。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） 今、説明を聞いておりながら、実は、最初のほうどんなことを感じていたかと言いますと、文章に書かれていること、こんな決まりであるということを書いてあるんだなあ。私は、そういう事件が起こったりしたときに、心を痛め、そして、うちの市にはそれに該当するような働き方をしている人はいないだろうか、もし、いるとしたら、ぜひそういう企業は改めなければならぬというように受けとめてほしいわけです。その心が知りたかったわけです。それで、最後のほうにちょっと安心した部分が、少しなんですけれども、それぞれの企業に注意すべきことを載せている。企業にあってはこういうことを注意してほしいというようなことも書いていますという言葉のところで、ずっと流れてくるものを、そのまんま伝えられているわけではなくて、朝倉市として取り組んでいくことが述べられているんだなあと思って、ちょっと安心しましたけれども、ぜひ、朝倉市の実態、それは朝倉市が行っている事業ではないかもしれないけれども、でも、やっぱり朝倉市の市民全

体の幸せを思ったとき、そういう該当する人がいないか、いたら変えるべきだと思うような心で働いて行ってほしいなあと思います。

それで、19年12月議会のときには、市役所関係と学校関係と一般の企業関係のことで質問いたしましたけれども、その後、少し改善をされた面とかあるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（高瀬健次君） 市役所関係について申し上げますと、先般の質問以降、労働安全衛生法にかかわりましては、長時間時間外等をする職員につきましては、その時間数によっては、医師の面接指導と、そういったような改正項目がございました。これにつきましては、市といたしましては、職員団体がございますので、即協議をしまして、法律は100時間以上残業した場合が医師の面談が要するというふうになっておりますけれども、協議の中では1カ月に80時間以上残業した場合については、産業医の面談を強制的に受けさせようとか、そういった議論をした経過はございます。また、労働関係法の関係では、20年4月から労働基準法が改正されまして、時間外をした場合の割り増し賃金が、1カ月60時間を超えた場合については5割増しになるというようなこともございますので、これにつきましても法改正以降、職員団体と協議をしまして、今回条例改正を提案するとか、市役所内部といたしましては、そういった法令改正のたびに、即組合窓口と協議をいたしまして、されるべきものはやっているという状況でございます。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（竹井透君） 学校関係でありますけれども、先日、労働安全衛生推進委員を集めて研修を行っております。その中で、各学校の状況なり、各学校でそういう、例えば保護者との関係で悩んである方とか、そういう方がおられたら、すぐにでも相談して、面接員に相談に行けるように、そういう雰囲気づくりをしたり、そういうような指導を行ったところであります。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） 市役所も学校も、そして企業は先ほど述べられましたので、それぞれ少しは前進しているものだと思います。十分該当する人たちと話し合いながら、より健康的に、安全に仕事がされるように進めて行ってほしいものだと思います。

たくさん出しておりますので、次の最低賃金法のところでなんですが、民主党が政権をとって、最低賃金を1,000円という数字が出たときに、あちらこちらから、そんな最低賃金を1,000円にしたら、うちはつぶれてしまうという声がたくさん聞かれました。それで、そのとき、それでは現在の最低賃金は、朝

倉市の市民で働いている人たちはみんな、今の最低賃金は守られているのだろうかと思いました。最低賃金法に、産業別の最低賃金と、それに適用しない人の最低賃金があるそうなんですけれども、福岡県は今年の10月16日から最低賃金が680円になっております。それで、市役所で働く、正規の職員は当然最低賃金は守られていると思います。嘱託職員も、臨時職員も守られていると思います。次に、市が所有しているところで働いている人たち、指定管理とか委託とかしている、そういうところで働いている人たちは十分最低賃金は守られているものでしょうか。あるいはその他の企業とか商店で働いている人たち、この人たちは最低賃金、みんなもらってあるものでしょうか。そういう実態は把握されているものでしょうか、どうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（柴田裕隆君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田浩君） 最低賃金法の施行といいますか、必要な実施に対して、どう対応しておるかということだろうと思います。

先ほどおっしゃられました指定管理者といいますか、そういう企業についても、一般の企業と同じような適用を受けるということで、指導監督署とかいうものがある、その役割として、円滑な実施になるように努めている部署がございます。その役割と言いますものが、先ほどと同じなんですけれども、政府とか厚生労働大臣とした役割となっておるところでございます。ですから、個々の企業に対してとか、市の関係あります指定管理者に対しまして、市のほうが調査をしまして、契約するときには、もちろんそういうふうな中身とかというのは、個々の労働者の中身については見ていくと思いますけれども、実際日常的にどう指導していくかということにつきましては、労働担当課であります商工観光課なんですけれども、その実態について、どうこう指導するというような形には、現在は行っていないというような状況でございます。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） それでは、市が所有しているところで働いている、その指定管理とか、委託とかしている、その先の人のことは、契約するときはわかっているでしょうがということでしたけれども、契約段階では、みんな最低賃金は守られているところで、契約がなされていると確信しているものかどうか、どうでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田浩君） 契約するに当たって、事業の推進のために体制とか、どういう陣容でやっていくというようなときには、契約する時点から見ると思いますけれども、契約をして、事業が推進する中で、例えば、非正規労働者といいますか、そのあたりを雇用していくわけなんですけれども、その賃

金がどうなっているかとか、どうあるべきだとかいった指導についてはなされてないというふうに思っております。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） 企業にあっても、全然市と直接は関係のない企業であっても、やっぱり私は行政の立場としては、ここでは北筑後労働福祉事務所とか、労働基準監督局とかいうところが管轄ではあるにしても、やっぱり朝倉市の住民が本当にこの法律の中で守られて、働いているかどうか、特に最近のように低賃金でということが話題になっているときですので、つかんでほしいなあと思うわけです。なおさら、市の所有している、市が直接は雇用しないけれども、市の建物で働いていたり、市の事業で働いていたりする人は、つかんでほしいなあと思います。今つかんでいなかったとしたら、そういうところの人たちにつかんでほしいです。そして、最低賃金法があること、自分が最低賃金で働いているかどうかすら知らない人も、いっぱい市民の中にはあるのではないかと思います。あるいはもう仕事がないで、本当にない状態なので、守らなくてもいいから働きたいという人もあるだろうと思います。

調べておりますと、最低賃金を守らなくてもいいときというか、それを下回る雇用というのものもあるそうなんですけれども、五つ例が書いてありましたが、そういう場合はきちんと雇用者が都道府県労働局長の許可を受けることというのが載っております。そして、企業主は自分のところで働く人たちに最低賃金はちゃんと周知する義務があるというようなことも書いてありました。

そういうことが本当に働く人たちに守られているかどうか。先ほどから言いますように、管轄は違うかもしれないけれども、うちの市民である、うちの市民が生き生きと安心して暮らしていける、そういう状況になるためにも、実態をつかんで、ものが言える場所には言っていくということが必要であると思うのですが、どうでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田浩君） 最低賃金制度が実際にきちんと機能しているかどうかといったあたりについて、労働者の実情について調査をするとか、場合によっては権限を施行しながら働きかけるといったようなことがあるんですけども、先ほど申しましたように、一つ一つの企業とか、そういった面では、実際に守らせるためには調査とか、それを言うところの権限を持ってしなければ、実態としては改善しないというふうなことになろうと思います。私どもの市役所、労働行政のほうに、そういう権限が与えられておりません。そういう中で、本当に効果があるような取り組みというものは、先ほど言いました労働基準監督署なり、県の労働局が権限に基づいてすべきだというふうに思います。

じゃあ、その実態を知らなくていいかということでございますが、市内の状況等につきましては、こういう経済環境でございますので、全体の環境といえますか、全体の、どういう状況にあるかということは、市としても認識しておく必要はあろうかと思っております。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） 市の職員の方たちが非常に忙しくしてあって、自分の直接の仕事、そこに追われてある実態も知っております。だから、直接の仕事じゃないところに、心を砕くというのは難しいかもしれませんが、市役所は市民の役に立つところということで、本当にいろんな法律や条例か何やかやで守られているわけですから、それが市民全部に行き渡るように、できるだけ心を砕いてほしいなあと思います。

次の男女共同参画のまちづくり条例があって、これを読んでおりますと、第3条には、男女共同参画のまちづくりは家庭、地域、学校、職場など、社会のあらゆる分野において云々。それから、第4条の3では、市はすべての施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。9条、市内に活動拠点を置く自治組織、スポーツ団体、ボランティア団体など、その活動を行うに当たっては云々ということが載っております。それで、今年度スタートする地域コミュニティ、そこには生かされるように、何か指導がなされましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課参事。

○企画政策課参事（田箆和明君） 私どもは地域コミュニティを推進する上で、主に各地区の役員さん、あるいは一般住民の方を対象に、各地区で地域コミュニティの推進のための説明会を行ってきました。その中で、朝倉地域、杷木地域はもう既に、部会方式ということで、コミュニティ組織が成立しておりますんですが、甘木地域11地区におきましては、各振興会という組織がございます。その振興会組織がコミュニティ組織の母体となる組織ではないかということで、そういう振興会組織を母体として、コミュニティ組織を立ち上げてくださということでお願いをしております。

その中で、今現在振興会の役員さんはいかがでしょうかといいますと、主に区会長であるとか、各種団体の長の方、あるいは民生委員の方、それから、各地区の代表者の方で構成されておまして、女性の占める割合等はかなり少ないような状況でございます。そういう中で、今度新しくコミュニティの組織を立ち上げるに当たりましては、若い方であるとか、女性の方をなるべく参加していただきたいということでお願いをしております。今後は若い方とか、女性の方をコミュニティの役員さんになっていただいて、これからの地域のリーダーとなる、

そういう方を育てていていただきたいということでお願いして、そういう組織づくりの説明をしまいできております。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） 指導がなされていることはわかりました。それから、実態もつかんであることもわかりました。その指導をなされたときの反応、今後この男女共同参画のまちづくり条例に合うような方向に、早急に進んでいきそうか、それとも非常に難しそうか、というような反応はどうなのでしょう。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課参事。

○企画政策課参事（田箆和明君） ことしの4月からのコミュニティ組織の立ち上げにつきましては、既存のある組織を利用した並列型と、新たに部会型を立ち上げていく地区が、それぞれにございます。そういう中で、新たに部会型を設置するところに当たっては、若い方とか女性の方を積極的に組織の中に取り込んで、立ち上げていこうというところもありますし、既存の並列型で行くところは、今までの組織を生かした形で行こうということでございますが、これも徐々に部会型に移行していただいて、若い方とか女性の方を積極的に取り込んでいただいて、そういう組織を立ち上げていただきたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） 今年度からスタートするから、ぜひと思っておりましたけれども、形を変えるのがきっかけとなって進んで行くかなあと、今回答を聞きながら思いましたので、これからどなたが担当になれるかわかりませんが、ぜひ、地域コミュニティに限らず、この条例の中にあることを生かして、進んでいってほしいなあとと思います。

それから、10条にはこんな文言があるんですよ。条例の中に、市の補助金を受ける者は云々とあって、男女共同参画に関する理解を深めるための学習の機会を設けるよう努めねばならない。これは朝倉町時代の条例の中にもありました。それで、朝倉町時代にはどうされたかといいますと、補助金を受けている団体すべてに手紙を送って、今年度学習会をなされましたかというような確認がなされております。その手紙を受け取って、そういうことすら知らなかったところ、そこは慌てて、それからどうしたらいいのでしょうかというようなことで、学習会を持った団体があることを、私は知っております。だから、そういう確認をするだけでも、さらに学習は進んでいきますし、それが1回、2回の学習で本当に力になるわけではありませんけれども、いろんなところで学習を深めていきながら、力がついてくるものだと思いますが、朝倉市としてはどのような方策がとられておりますでしょうか、お尋ねします。



○議長（柴田裕隆君） 企画政策課長。

○企画政策課長（藤本具彦君） 議員が申されました10条におきます、補助金を受ける者の責務の対応の関係でございますけれども、まだ、現段階では補助金交付団体へのそういったところまでの手当てまではできてないという状況でございます。ただ、そういったことも含めまして、一応現在の取り組みとしましては、講演会なり、セミナー等、そういったものを中心としながら、そういった部分も含めての啓発活動とか、そういった意識向上等の取り組みを進めさせていただいているという状況でございます。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） 次の食と農のところでも言おうかと思ってたんですけども、講演会を開くだとか、セミナーを開くだとかいうこともとても大事で、先ほど私、まちづくり講演会で感動したことを言いましたけれども、そこに参加する人数は、市民6万弱の中のほんのわずかの人です。それで、できるだけ多くの人にこのことを広めていくというものの手立て、その一つにこの補助金を受ける云々はというのも入ってくるのだらうと思います。補助金を受けている団体が、それぞれの団体が学習を積んでいけば、相当の数になるだらうと思いますし、地域コミュニティの今度交付金ということも当てはめていけば、本当にたくさんものになるわけですので、ぜひ、できるだけ多くの方が学習を受けたり、学んでいく機会をつくるためにも、このことを、条例にあるわけですので、生かして行ってほしいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課長。

○企画政策課長（藤本具彦君） 今、議員おっしゃられましたこの問題につきましては、条例でございますし、私どもこれを踏まえての推進というふうな責務があると思っておりますので、今後の事業推進の中におきましては、再度条例の事項等を確認しながら、その実現に向けた取り組みを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、本年度の新たな事業の取り組みといたしましては、福岡県の男女共同参画センターあすばるとの連携事業ということで、朝倉市あすばる男女共同参画地域づくり事業というのを取り組んでおります。これは昨年6月からでございます。市民の方々17名、20代から80代の方々でつくられた実行委員会を立ち上げまして、取り組んでおりますが、その中でも、一つは今後男女共同参画を進めていくにあたっては、やはり条例ができていないもの、なかなか進まない、もっと親しみやすく、みんなが付き合いやすい推進方法を考える必要があるというふうなことで、男と女のチャレンジという冊子を3,000冊つくっております。これをもとに、実行委員会の皆様方と行政が一緒になって、新たな、

一つ一つでございますけれども、講演会なり、セミナー等、各地域での会合等に出向きまして、そういったことも含めましての広まりというのをつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） 楽しみに、広まっていくことを期待しております。

次は、食と農推進計画なんですけれども、その一つ、家庭、地域における食育の推進という項目がありまして、その基本的な考え方の中に、市民1人1人が食についての意識を高め、健康で豊かな食生活を実践できる環境づくりを促進しますと書いてあります。いっぱいある計画の中から、食と農の推進計画というのを例として挙げたのは、私がこの計画策定にかかわっていたからというだけでありまして、本当にたくさんの条例とか計画とかあるわけですね。それが、多くの市民のものになっていくということ、とっても大事だと思いますし、例に、ここに挙げている食育というのは、本当に1軒、1軒の家庭の中で生かされてこなければならないと思うので、例に挙げましたが、市民1人1人がと書かれている、このように進んでいくためには、どのようなことを取り組まれてあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下孝君） 朝倉市の食と農の推進計画ということで、これにつきましては、議員既に御存じのように、昨年3月に、ちょうど1年前にこの計画をつくりまして、この計画は21年度が初年度ということで、私どもも取り組んでおるところでございます。目標は平成25年度ということであります。

今言われました、計画の目標の一つであります家庭や地域における食育の推進、それから、保育所、保育園、幼稚園、学校等における食育の推進、それから、地産地消の推進という三本柱で、この計画を推進をいたしております。食を通じて健康で豊かな人間性をはぐくむという形で、広くJA等、それから、いろんな関係団体等、市民と連携して、推進をしておるという状況です。

具体的には、今、行政におきまして健康課、福祉事務所、教育課、商工観光課、生涯学習課のそれぞれの担当職員おりますが、この計画に基づきまして、学校等の連携によって、市民参加の食のイベント等をやっておりますし、計画数値目標に向って、今徐々に取り組みがなされて、広まってきておるということでもあります。

この内容につきましては、議員も御存じのように、最近ではJAが事務局を持っております朝倉地域フォーラムというものも開催されております。市内の各種団体とか、学校、JAが連携して、市民参加の食と農のイベントを行っております。それから、学校では教育課のほうで、前議会のときに答弁をしました

が、食育推進のために甘木地区のモデル校、三奈木小学校、金川小学校におきまして、学校における地場産のものを直売所から納入して、やっていこうという試みがなされております。三奈木小学校におきましては、きばるから納入、金川小学校におきましては卑弥呼の里から納入という具体的な取り組みがなされております。それから、本年1月に、杷木小学校では地元の大根とかホウレンソウを使った給食が行われておるといふ状況です。

市としましては、毎月19日の食育の日というのがあるんですが、これに合わせて、食育と地産地消を推進する意味で、保育所とか小学校で実際に実践されておきまして、朝倉献立ということで、毎月計画を推進しておるところであります。徐々にではありますが、直売所とかJAから直接購入して、地場産の割合が向上しておるといふ取り組みが始まってきたなというふうな感じであります。

農業振興課として、いろんな事業の中で、推進の中での工夫ということになりますと、具体的にはいろんなイベントがあるわけですが、私どもで農業祭り、産業祭り等やっていますので、食と農の推進と地産地消の推進を、こういうイベントに、具体的に参加をしましてやっていきたいというふうには考えておるところです。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） 実践の1年目ということで、でも、大分進んできている実態を話されましたので、さらに、工夫を凝らして進んでいってほしいなあと思います。

先ほども言いました、イベントというのは、そこに参加する人の数が限られてきている部分があると思いますし、あっていることすら知らない住民のほうが多いと思うんですよね。例えば最近あったJAの朝倉フォーラムというのも、実は知らなかったんですけれども、そこに行って、あいさつをしなければならぬという人との関係で知ったぐらいで、本当申しわけありません。だから、知らないで過ぎている人が朝倉市民の中には多いのではないかと思いますので、工夫を凝らして、今後進めていってほしいものだと思います。

時間が限られておりますので、次に進ませていただきます。

2番のほうの市民の生活を豊かにするための工夫と、何のことかわからないというような題を書いておりますが、実は、市の財政も苦しい中で、市民とか団体などが、直接国とか県などから補助金を利用するという方法が、年々多くなっているように思います。国からの直接の補助金というのも随分あります。例えば農水省だけでも、ホームページを見ておきますと、本当にたくさん補助金があります。ただ、その情報を得ることが難しいですし、それはホームペー

ジを開ければあるわけなんですけれども、その情報を読み込むのが難しいです。何のことが書いてあるかわからないというのが、一般の市民の大部分の人ではないかと思えます。

また、その情報を、じゃあ、それにうちは該当しそうだから、提出してみようかと、応募してみようかと思っても、またその書類をつくるのも難しいです。そして、もし、市民やある団体が、その補助金を活用することができて、それが産業に結びつくとしたら、これは市の財政にとってもとても助かることですし、市民にとってもとても有意義なことだと思います。

そこで、情報の提供というのは、聞きに来られた場合でないと難しいかもしれませんが、その情報の中身について、もうちょっとわかりやすく説明してもらえませんかとか、あるいはここはどんなふうにしたらいいのでしょうかというような質問があったときには、ぜひ自分の直接の仕事ではないかもしれませんが、市役所は市民の役に立つところということで、ぜひ力を貸していただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課長。

○企画政策課長（藤本具彦君） 議員おっしゃいました国、県、また市の情報も含めて、やはり市民の方々にわかりやすく、親切丁寧に対応できる部分についての庁内としての仕組みといたしますか、システム管理についてどうかということだろうと思えますけれども、まず、国、県の情報等につきましては、すべてを載せるというわけにはいきませんので、一応有用な部分につきましては市のホームページなり、広報等でも、お知らせを、まずやらせていただいているということです。

また、窓口等に、それも含めたお尋ねの中におきましては、やはり直接的に市がやっているものと、県、国等から直接市民の方々に関係するもの等、いろいろあるかと思っております。ただ、今言われましたように、市の窓口というのは、市内におけるサービス産業の最大の窓口であるという観点からしますと、やはりそういった直接的な部分、また、わかる範囲と言ったら失礼ですが、関係部署で知り得た情報を、それらをもとにしての対応というのは、やはりお時間かかる部分もあるかもしれませんが、それを含めた上で、やはりわかりやすく、親切丁寧に対応していくということが基本となると思えますので、私たちもそういった形での庁内での対応につきましては、考えていく必要があるというふうに思っております。

それで、具体的には、やはり、そういった国、県との関連部門につきましては、どこの課がすべてというふうにはなりませんので、まずは所管課がその範囲の情報収集をしながら、また、その部分についてはお互いが情報を共有する

という連絡と、たらい回し的にならないように、横の連携をとっていくというふうな形が必要だろうと思いますし、常に何かあったら、次につないでいくということも含めての仕組みというのを、人事とも話しながら、情報環境を企画が担当しておりますものですから、そういったわかりやすい仕組みづくりという、一つの取り組みとして考えていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） 前向きに取り組んでいただけるものと解釈をいたしました。

それで、実は、12月に小値賀町が、長崎県の五島列島の一番端っこにある小値賀町が、福岡市に採用とかPRに来られたんですよね。そこに私は行って見ました。そしたら、町の職員の方と、それから、NPOの方が2人来てありましたけれども、自分のところが募集する人材も国の補助金を利用する。それから、2組のツアーを募集されたんですけれども、そのツアーに来られた方たちの小値賀の中に入って以後の経費は全部小値賀が持ちますと。だから、ツアーで小値賀町に入るまでの船は自分で来てください。入られた後の、ツアーで1泊されるんですけれども、1泊2日の費用は小値賀が持ちます。それも国の何かの補助金を利用してなんですよ。だから、上手に補助金を利用しながら、人を募集し、採用もしてあるんですよ。採用もし、それから、そんなツアーを組んだりもしてある。そういうことなどの結果、小値賀町は世界のあちこちから修学旅行が来たりして、修学旅行で行きたいところのナンバーワンに2年連続なったというような島なんですけれども、Iターン者とかUターン者がふえているそうです。この前福岡市に募集に来られた中の1人は、12月に来られたんですけれども、昨年熊本県の行政におられた方が退職して、そこに、今採用されておりますということでした。そういうIターン者もふえている。そこは上手に、町とNPOなどの団体とが一緒になって、国のお金を利用しながら、活動してあって、地域を活性化してある例です。

それから、南薩摩市は、修学旅行生が毎年毎年ふえているということを、12月議会で言いましたけれども、その地域なんですけど、ここは主体は地域住民なんですけれども、代表者の下津さんのところにはしょっちゅう県から電話がかかってきているそうです。だから、中心はNPOで取り組んであるんですけども、やっぱり両輪で歩いてあると。片方だけでは、なかなかスムーズに回らない。

去年の12月に、人吉で九州グリーン・ツーリズムという大会があったんですけれども、そこに行ったときに、いろんな団体が来てあって、両輪でうまく進

んでいるところ、あるいは片方が一生懸命だけど、片方が一生懸命でないところなどあったんですが、片一方だと、コンパスが円を描いているようで、ぐるぐるぐるぐる回って、先へ進みませんという表現でおっしゃったのが印象に残っております。だから、行政と民間は両輪となって進んでいったら、うまく進んでいくということで、どちらが主導で行き始めるかは別として、やっぱり両方の力が要るんだと思いますので、グリーン・ツーリズムに限らず、いろんな面で、行政のほうも力を出していただきたいと思います。

先ほど前向きにと言われましたので、これから相談に来られたときには、快く、本当は忙しいからと思われるでしょうけれども、情報をわかりやすく説明したり、書類づくりを手伝ったりしていただきたいと思います。もう一度確認をいたします。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課長。

○企画政策課長（藤本具彦君） 議員おっしゃいますように、私どもも、先ほど申しましたように、直接的に、また国、県等も含めまして、わかる範囲につきましては、そういった形での協力といいますか、説明ができるような形でのサービスという部分ではやっていく必要がございますので、そういうふうに申し上げておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） そして、行政が手伝ってくださるということが、市にとっても、市の財政にとっても豊かになることだということ、市民にとっても豊かになることだということも確認していただいておりますよね。確認します。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課長。

○企画政策課長（藤本具彦君） 議員おっしゃいましたように、そういった直接的にされるということは、ある意味では、自分たちで財源を確保されて、自主的な活動をされるということですので、そういった意味では、その部分が市費にどうなるかはちょっと別としまして、やはり自主的でやられるという部分については、その分が、もし市と関係がある部分であれば、その分を違うところに生かしていけるということですので、おっしゃるとおりだろうというふうに認識しているところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） ただ、非常に、国も情報を出してから締め切りまでが短いんですよね。見ておりますと、私、プリントアウトしたのを一つだけ持ってきているんですが、平成22年度にぎわいのある美しい農山漁村づくり推進事業公募要綱というのなんですが、2月15日から3月5日5時必着というのがありまして、その間に決定して、書類をつくってとかというのは、本当に、だか

ら、早くどこからか漏れ聞いている人が上手に利用できるのかなというような気がします。去年の、今使っている私たちのグリーン・ツーリズム協議会、朝倉市の協議会を立ち上げようとしている、その団体が使っている補助金も、本当にこういうように短く大変でした。でも、それは1,000万円まで市の補助金なしで使えたわけですから、非常に有効で、それが活用されて、今2人が人材派遣されていますので、帰ってきて、この人たちが活躍し、市全体に広まっていけば、大きな産業になっていくものだと思います。だから、ぜひ市の方たち、職員の方たち、忙しくなるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

また、あちらこちらの団体から聞いておりますと、市を退職した職員の方たちが、その会員の中に参加してある例が多いようです。そしたら、行政用語で書いてある文章を読みこなすとか、あるいは書類をつくるのになれてあって、上手であるということなので、どうぞ、これから退職していかれる方たちも、地域を潤す原動力になっていってほしいなあと思います。

いろいろお願いすることたくさんですけども、要は人、それは私たち住民も、自分たちの持っている能力、能力はいろいろ違いがありますから、それぞれが能力の出し場をつくれば出せるものだと思います。それぞれの能力を出し合って、そして、これからできますコミュニティの中で、生き生きと活動できていったらいいなあと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 12番矢野公子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後1時55分休憩